

2. 上位・関連計画の概要

本計画と整合を図る主な上位関連計画は、以下のものとします。本章では、各計画で整合を図るべき事項について整理します。

○上位計画

- ・関市第5次総合計画 【2018年4月】
- ・関都市計画区域マスタープラン 【令和2年8月】

○主な関連計画

- ・関市立地適正化計画 【平成29年3月】
- ・関市地域公共交通網形成計画 【平成29年3月】
- ・関市景観計画 【平成27年3月】

2. 上位・関連計画の概要

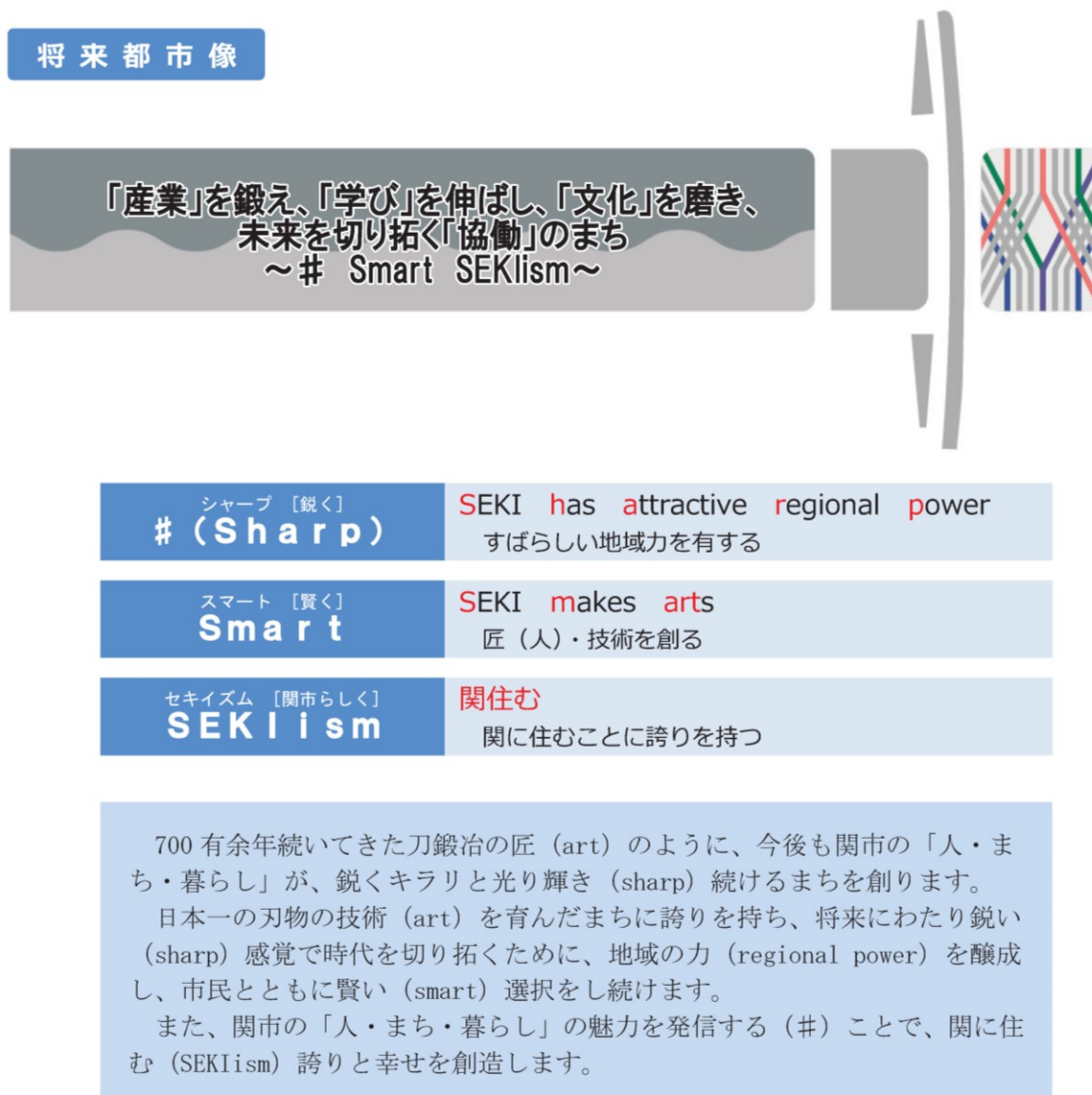
2-1. 関市第5次総合計画（2018年4月）

2-1-1. 計画の期間

【基本構想】 2018 年度～2027 年度

【基本計画】 <前期>2018 年度～2022 年度、<後期>2023 年度～2027 年度

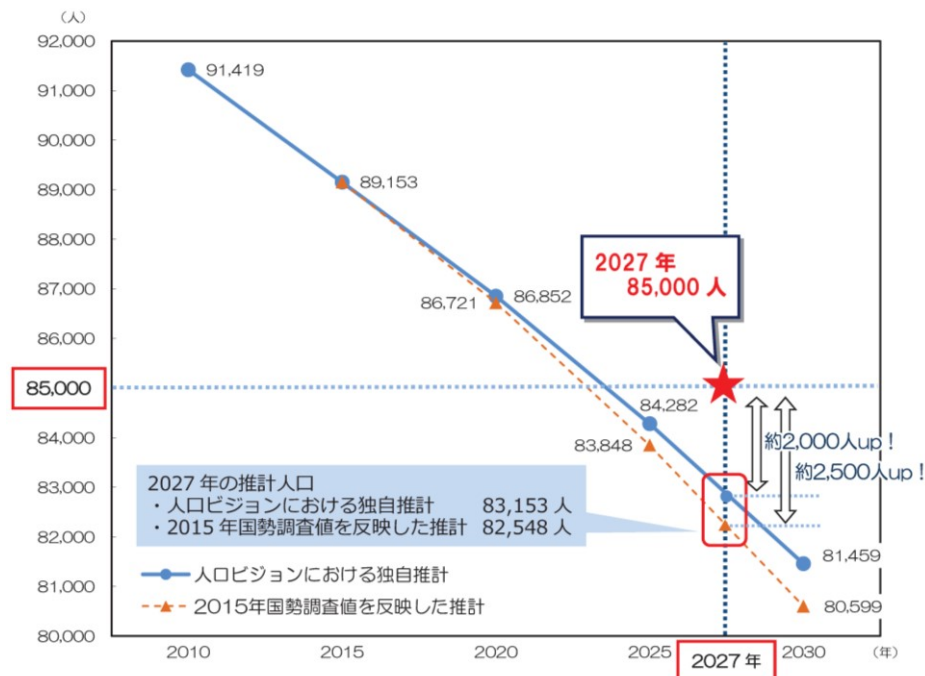
2-1-2. 将来都市像



2-1-3. 目標人口

【2027年の目標人口】85,000人

■推計人口と目標人口



2-1-4. SEK I i s m（関イズム・関住む）プロジェクト

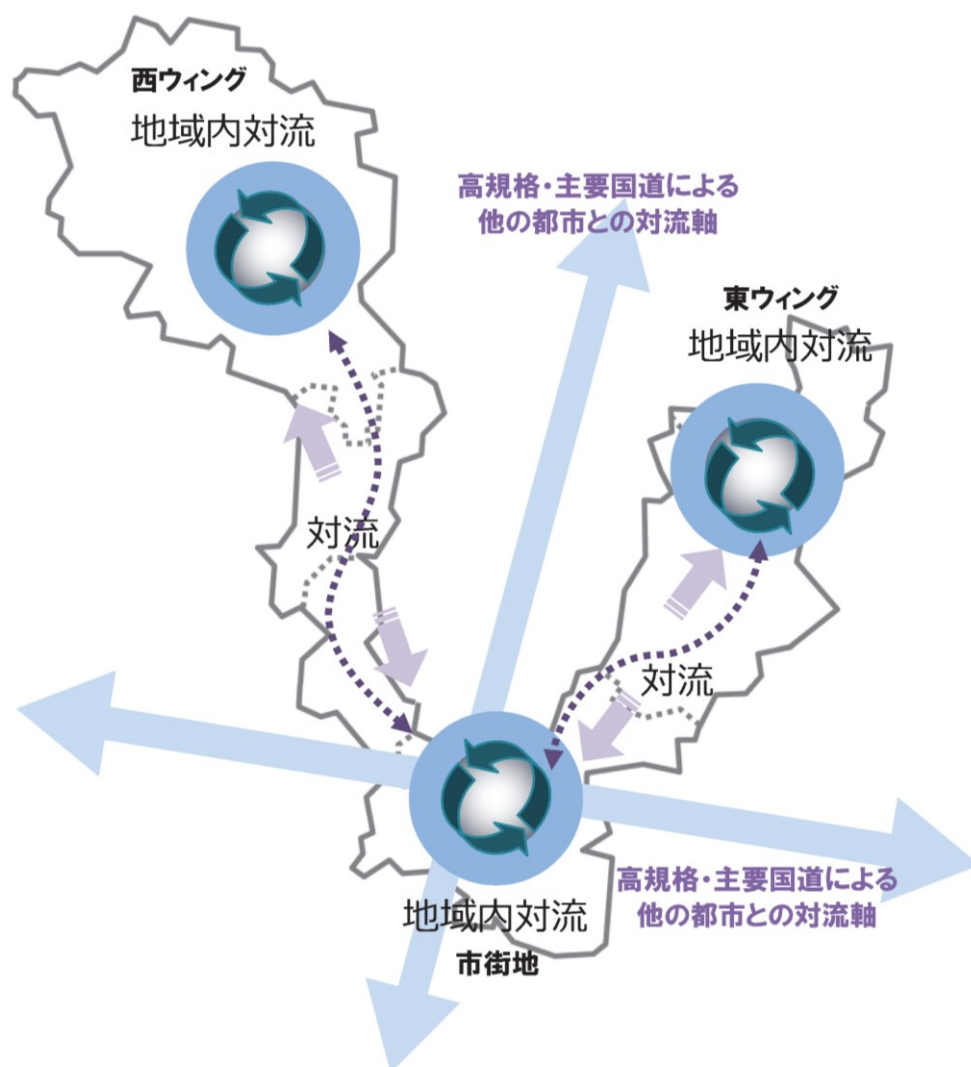
プロジェクト	内容
地域経済循環 ～SEKI ECONOMIC CYCLE～	・経済が良好に循環しているまちは、人や企業を呼び寄せると同時に流出を食い止めます。 ・生産、分配、消費の好循環をつくりだすために、地域産業を「稼げる産業」へ成長させ、市内雇用と市民所得の増加を図り、地域内の消費を促進する取組を行います。 【主要な取組】 大学・専門学校及び関商工との地域連携、周遊型観光の推進
地域力向上 ～SEKI COMMUNITY POWER～	・全ての市民が住み慣れた地域で住み続けるために、地域が抱える課題に市民が関心を持ち、その解決のために様々な活動を展開できる「地域力」を向上させます。また、人と人とのつながりを深め、知恵や知識を共有し合いながら、協働による持続可能な地域社会をつくります。 【主要な取組】 地域委員会・市民協働の推進、地域防災体制の強化、地域人材バンク・ソーシャルビジネスの奨励、学生・若者の地域活躍、子どもの見守り強化、移住の促進
地域愛醸成 ～SEKI CIVIC PRIDE～	・本市が持つ資源の保存や活用を通して、市民の郷土愛を深め、本市に住むことが自慢となる「まちの誇り」を醸成し、「まちの魅力」を発信します。 【主要な取組】 日本一の刃物のまち、鵜飼・日本刀・円空仏などの文化継承、長良川等の自然保護、伝統的な祭りの継承、郷土教育の推進、定住の促進

2. 上位・関連計画の概要

2-1-5. 都市の整備方針

地域	方針
市街地	- 市街地は、コンパクトシティの考え方にに基づき、行政、商業、医療、福祉、交通、教育、文化等の都市機能が集積した本市の中心拠点です。 - 周辺の地域との調和に留意しながら、計画的に都市機能と居住機能の集積を進め、効率的で魅力的な市街地にします。
中山間地域	- 恵まれた自然環境を有する中山間地域は、居住の場であるとともに、市街地に良質な水の恵みを提供し、観光・レクリエーションの場や農林水産物の生産の場として多くの役割を担っています。 - 移住定住の促進による地域活力の維持や、地域の大部分を占める森林の災害防止と水源かん養機能の維持に努めます。 「東ウイング」は、良質な住宅建材、しいたけ、ゆずなどの地域特産品の活用を進めます。 「西ウイング」は、豊かな自然、温泉、キャンプ場などの多様な資源を活用して交流人口の拡大を図ります。

■都市の整備方針図



2-1-6. まちづくりの基本政策

政策	方針（抜粋）
政策 1 地域全体で「人」を支える	○地域における支え合いの体制の構築 ・子どもから高齢者までの全ての人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアシステムなどの地域で支え合う体制を構築します。 ○安心して子どもを産み育てられる子育て支援の充実 ・保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育など教育や保育に関する選択肢を増やします。 ・地域子育て支援拠点整備、一時預かり、病児病後児保育などの支援メニューを充実します。 ○地域全体を支える医療体制の確保 ・過疎地域における医療を確保するとともに、へき地医療拠点病院との連携を図ります。
政策 2 明日を担う「人」を育てる	○郷土の誇りを醸成する教育の充実 ・郷土に対する誇りと愛情を育むために、地域固有の歴史、文化、産業、人材などの地域資源を教育に生かします。
政策 3 「まち」を共に創る	○多様な担い手が活躍する市民協働の促進 ・地域が抱える課題を解決するために、市民と連携し、お互いの特性や能力を発揮し合いながら、一体となってまちづくりに取り組みます。 ・地域の身近な課題を地域自らが解決できるように、市民の力や地域の力を醸成するとともに、市民活動団体や地域委員会などが自由な発想で行う自主的・主体的な活動を支援します。 ○住み慣れた地域で住み続けられる過疎対策の実施 ・いつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、地域コミュニティの維持と生活基盤の確保を図ります。 ○学びが循環する生涯学習の推進 ・多様な人が地域において活躍できるよう、ボランティア意識の高揚を図り、ボランティア活動への積極的な参加を促します。 ○1 市民 1 スポーツの奨励 ・スポーツに関する情報提供、団体育成及び施設の充実を図り、スポーツに関するソフト・ハード環境を整備します。 ○人とまちの魅力を育む文化の振興 ・まちの魅力を後世に継承するため、関伝日本刀鍛錬技術、円空、小瀬鶴飼、史跡弥勒寺遺跡などの本市を代表する文化や伝統、地域における民俗や伝統行事などの保存と活用を進めます。
政策 4 「まち」に活力を生む	○活気と賑わいを生む商工業の振興 ・地域経済に新たな活気を生み出すビジネスの創出と企業の誘致を進めます。 ・暮らしを支える地域商業を育成するために、賑わいや憩いの場でもある商店の魅力を向上させるとともに、経営力強化や新規出店を支援します。 ○誰もがいきいきと働ける雇用対策の充実 ・新たな雇用の創出や、求職と求人のマッチングを支援するとともに、様々な働き方を可能とする雇用環境の整備を促進します。 ○魅力的な農業の振興 ・農産物の 6 次産業化や高付加価値化、集落営農による効率化を進めるとともに、農業・農村が持つ多面的機能の維持及び整備を進めます。 ・農業の生産性を高めるために、関係団体との連携を図りながら、効果的な有害鳥獣の捕獲・駆除や被害予防対策を実行します。 ○健全な森林を育てる力強い林業の振興 ・森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるように、合理的かつ効果的な森林の整備や保全を計画的に行います。 ○地域資源を生かした観光の推進 ・観光の魅力を向上させるために、小瀬鶴飼、長良川の鮎、刃物などの地域資源のブラッシュアップや新たな資源の掘り起こしを行うとともに、広域連携による面的観光地づくりを進めます。

2. 上位・関連計画の概要

政策	方針（抜粋）
政策 5 安心な「暮らし」を守る	○市民の暮らしを守る防災対策の強化 ・共助による地域防災力を高めるために、市民の減災に対する意識を向上させるとともに、地域における防災組織との有機的な連携を進めます。 ○環境負荷を軽減する廃棄物の減量化、再資源化の推進 ・環境への負荷を軽減し、資源を無駄なく使うために、廃棄物の減量化や再資源化を推進します。 ○自然と共生する環境保全の推進 ・市民の環境意識を高めるとともに、公害防止やまちの美化を推進します。 ・河川や山林への不法投棄の防止に努めます。
政策 6 快適な「暮らし」を造る	○機能的でコンパクトな都市づくり ・市街地と周辺地域が共生する機能的で効率的な都市をつくるために、都市機能の集約と土地の有効利用を図りながら、道路、公共交通、情報通信基盤を通じて対流する「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりを進めます。 ○便利で安全な道路網の整備 ・市内外への移動を容易にするために、便利で安全な幹線道路や生活道路の整備を行うとともに、国、県などの関係機関に働きかけ、広域道路ネットワークの整備を促進します。 ○計画的なインフラ施設の更新 ・老朽化するインフラ施設（道路、橋りょう、上下水道）の修繕及び更新費用の増大に対応するため、重要度や緊急度を踏まえて計画的に整備します。 ○災害を未然に防ぐ治山治水の整備促進 ・土砂災害、浸水被害を未然に防ぐため、国、県などの関係機関と連携して、急傾斜地崩壊対策や砂防ダムなどの治山や河川改修に取り組みます。 ○住宅の耐震化の促進と危険空家対策の強化 ・地震による家屋の倒壊を防ぐため、住宅・建築物の耐震化を促進します。 ・景観や防災・防犯において悪影響を及ぼす空家等を解消するために、助言、指導等を適切に行います。 ○快適で潤いのある住環境の整備 ・関市が新たな居住地として選択されるよう、土地区画整理事業により良好な住宅環境を整備します。 ・子育て世代が安心して憩い、集い、遊ぶ場を提供するために、身近な場所に公園を整備します。 ○利便性の高い公共交通網の整備 ・利便性の高い公共交通を整備するために、身近な暮らしを支える交通手段と都市間をつなぐ広域の交通手段を確保するとともに、まちづくりと一体となった公共交通のネットワークを構築します。 ○安全で安定した上下水道の適切な運営 ・「清流長良川の鮎」を育む河川の水質を守るために、適切な污水处理を行うとともに、安全安心かつ安定的に水道水を供給するために効率的な公営企業の経営を行います。 ・上下水道施設の整備、耐震化及び老朽化対策を計画的に進めます。
政策 7 持続可能な行財政運営を行う	○まちの未来を創る人口増加策の実施 ・人口減少時代に立ち向かい、本市の未来を創るため、移住の促進と若者・子育て世代の定住の拡大に取り組みます。 ・若者・子育て世代が「住みたい・住み続けたい」と実感できるよう、本市が持つ魅力や優位性を、効果的かつ戦略的に発信します。 ○経営の視点に立った行政運営の推進 ・最小の経費で最大の効果を上げる行政運営を行うために、既存の公共サービスの見直しや事業の選択と集中を図り、行財政改革を推進します。 ○効果的なアセットマネジメントの実施 ・公共施設によるサービスを持続的に提供していくために、長期的な視点を持って、施設の維持、更新、統廃合、長寿命化を行います。

2-2. 関市都市計画区域マスタープラン（令和2年8月）

2-2-1. 都市づくりの基本理念

【将来都市像】にぎわい・つながりのある 歩いて楽しいまち

【基本方針】住みたくなる市街地の形成

- ①生活サービス施設充実と利便性向上
- ②子育てしやすい環境づくり
- ③まちがつながる、歩いて楽しい空間づくり

2-2-2. 各種の社会的課題への都市計画としての対応

区分	対応
1 集約型都市構造の実現	・今後の人口減少下において持続可能で利便性の高いまちづくりを進めるため、これまでのようなインフラ整備や土地利用規制による都市のコントロールに加え、医療・福祉・商業などの生活に必要な施設や住宅の立地に着目し、施設立地や居住の誘導を図ります。 ・居住地から医療・福祉・商業施設などへアクセスしやすい高機能交通を確保することが重要なため、「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりを推進します。
2 環境負荷の軽減	①環境共生型の都市構造の構築 ・市街地周辺に位置する水と緑の資源については、農業振興地域における農用地区域や保安林などといった、現在の土地利用規制を維持するとともに、必要に応じて新たな土地利用の規制誘導方策を適用し、自然環境や景観の保全を図ります。 ・環境への負荷が少ない自転車などの活用を推進します。 ・「環境軸」である長良川、津保川、武儀川の良好な水質を保全するため、周辺緑地の保全や無秩序な開発の規制強化を図ります。 ・中心市街地を取り囲む「環状の自然環境」である河川については、河川改修事業とあわせて、中心市街地の回遊動線となるプロムナードや小広場といったオープンスペースを確保します。 ②地域環境資源の保全と活用 ・安桜山、梅竜寺山といった独立峰は、本区域の特徴的な景観要素であり、現在指定されている風致地区を維持するとともに、安桜山や一ツ山は、都市計画公園として散策路やサイン等の整備を推進します。 ・自然環境保全地域及び、保健保安林についてはこの指定を維持することにより、自然環境の保全を図ります。
3 良好な景観の保全・形成	・本区域において景観に与える影響を考え、景観計画に基づき緩やかな規制・誘導を図ります。 ・景観重点地区を指定することにより、地域の魅力向上を地域住民との協働で行います。
4 都市の防災・防犯性の向上	・災害発生時における避難路や一時避難地を確保するため、土地区画整理事業をはじめとする市街地整備により、道路・公園の整備を推進します。 ・市街地内の浸水被害を防止・抑制するため、河川改修事業を進め、併せて長良川沿いについては、当地域の有する遊水機能の保全を図ります。また、公共下水道による雨水渠等の維持・管理に努めます。 ・ライフラインや建築物における耐震化・不燃化を促進することにより、災害に強い都市構造の構築を目指すとともに、公共施設やインフラ施設の老朽化対策を推進します。 ・「人の目」を確保するために、街頭防犯カメラ・街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

2. 上位・関連計画の概要

2-2-3. 広域的位置づけ

区分	位置づけ
1 中濃圏域をけん引する力強い都市計画区域	- 中濃圏域では、関市、美濃加茂市、可児市が中心都市として位置付けられており、これらには圏域全体をけん引する役割が求められています。 - 地形的条件から、美濃加茂都市計画区域と本区域のつながりは強いとは言えませんが、(都)東海環状自動車道や(国)248号の整備による連携強化が期待されます。 - 本区域は、東海北陸自動車道と(都)東海環状自動車道が結節する地理的条件から、関テクノハイランドなどの産業拠点の形成により、圏域全体を活性化させる役割が期待されています。
2 自然と都市が調和する都市計画区域	- 岐阜圏域と中濃圏域の接点にあたる本区域は、良好な自然環境と利便性の高い都市環境が共存する区域と言えます。このため、中濃圏域の魅力や個性である豊かな水と緑の環境を保全しつつ、活力ある都市との調和や緑の空間整備に対する取り組みを進める必要があります。 - 自然環境の保全にあたっては、個別の都市計画区域における取り組みだけでなく、広域的な連携が必要です。特に、清流長良川で結ばれる美濃都市計画区域と岐阜都市計画区域とは、地形的な自然のつながりや文化の共通点があり、これらの保全と活用について、広域的に取り組んでいく必要があります。

2-2-4. 区域区分の決定の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析した結果、本区域においては、「市街地の拡大の可能性が低く」、区域区分によらなくとも「良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なこと」から、区域区分を定めないものとします。

2-2-5. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

用途	配置の方針
1 住居系	- 幹線道路沿道の後背地や市街地の東西端、郊外の飛び市街地における住居系市街地では、現在既に住宅地を中心とした土地利用が形成されていることから、定住を促すためにも低層住居地区として良好な居住環境の維持・向上を図ります。 - 低・未利用地が残されている市街地東部や郊外の都市計画道路整備に伴って基盤整備が必要となる既存集落地等においては、育児環境や通勤・通学環境の整った快適な居住環境整備を推進します。 - 都市機能誘導区域及びその周辺においては、日常生活に必要な医療・福祉・子育て等の機能の充実を図り、現状の土地利用に合わせて適切な用途を指定し、良好な住居環境を整備します。
2 商業系	①中心商業地区
	本区域のほぼ中央に位置する中心市街地においては、商業・業務を中心とした都市機能の集積やまちなか居住を促進するとともに、土地の高度利用や建築物の不燃化等による拠点性の高い土地利用を推進することにより、市街地環境の改善と商業の活性化を総合的、一体的に推進します。
	②大規模集客施設立地エリア
	市街地郊外部に立地している大規模集客施設周辺を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、周辺の交通や環境に配慮します。
	③沿道商業地区
	(都)藤谷山王線や(都)一本木岩下線などの幹線道路の沿道については、沿道商業地として位置付け、後背住宅地の住環境に配慮しつつ、沿道サービス機能の適正な配置・誘導、歩行者空間の確保、沿道景観の向上を図ります。

3 工業系	①工業・流通地区	・東海北陸自動車道西側に位置する小瀬工業団地及び市街地郊外の南東部に位置する関工業団地は、工業・流通地として工業団地の生産・流通機能の維持を図ります。 ・市街地郊外の中北部にある高規格幹線道路に近接した関テクノハイランドなどについては、(都)東海環状自動車道の整備インパクトを利用した産業交流拠点として、時代の潮流に応じた新しい工業・流通施設の立地・誘導の検討を進めます。 ・(都)東海環状自動車道など高規格幹線道路のインターチェンジ周辺や主要な幹線道路沿線及び関工業団地周辺においては、周辺の自然環境や住環境に十分配慮しながら、立地条件を活かした工業系の土地利用を検討します。
	②住工共存地区	・現在、準工業地域に指定されている地区については、住宅地と工業地の混在が多くみられていることから、居住環境及び工場の操業環境への影響を考慮し、土地利用の純化、さらには住工の分離を目指します。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

用途	方針
1 住居系	・低層住宅が立地する地区等は低密度（容積率 100%以下）とし、その他の住宅地は周辺環境との調和を図りながら中密度（容積率 200%）を基本として適切に定めます。
2 商業系	・中心市街地（商業地）及び幹線道路沿道においては、商業その他の業務の利便性を増進するため中密度（容積率 300～400%）な市街地形成を図ります。
3 工業系	・ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率 200%）な市街地形成を図ります。

(3) 市街地の土地利用の方針

区分	方針
1 土地の高度利用に関する方針	・中心市街地においては、土地の高度利用による都市機能の集積を促進するとともに、都市機能の充実及び新たな都市機能の導入や防災性の向上等を図り、市街地の再構築を推進します。
2 居住環境の改善又は維持に関する方針	・空き家・空き地に関しては、利活用を検討するとともに、地域の良好な生活環境を保つために、所有者に対し適正管理を行うよう指導します。 ・きめ細かな市街地の整備を検討するため、必要に応じて地区計画の指定を検討します。 ・土地区画整理事業による良好な居住環境の整備を図ります。
3 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	・市街地における安桜山、梅竜寺山の風致地区の維持・保全を図るとともに、河川・水路において多自然川づくりを取り入れる等、動植物との共生を図り、水辺環境の保全、回復、創出を進めます。 ・一定規模の開発においては、開発基準及び景観計画による行為の制限により緑地の整備を促進します。
4 用途転換・用途純化又は用途の複合化に関する方針	・住宅と工場などが混在する区域については、良好な住環境形成のため、用途転換・用途の純化を図ります。

2. 上位・関連計画の概要

(4) その他の土地利用の方針

区分	方針
1 優良な農地との健全な調和に関する方針	・まとまった農地については、生産性の高い農業を維持するため、農地の保全に努めます。
2 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	・土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、土砂災害の危険性のある地域における宅地開発等を抑制します。また、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。
3 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	・森林・緑地・水辺系地域については、その保全・整備を図り、自然共生型の土地利用に努めます。 ・奥長良自然公園や長良川・津保川・武儀川の河川空間は緑豊かな自然環境として保全します。
4 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針	・集約型都市構造の実現に向け、原則として用途地域外の開発は抑制します。ただし、産業拠点形成による地域の活力向上を図る目的での開発については、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業との調整を図ったうえで、都市的土地利用を許容します。 ・太陽光発電施設については、自然環境の保全、災害防止、景観を保全する観点から無秩序な開発の抑制に努めます。

2-2-6. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

区分	方針
基本方針	①交通体系の整備の方針 ・広域的な都市間及び周辺市町との交流・連携強化や、産業振興、住民の生活利便性を高めるため、必要に応じた道路の整備、計画、見直しを進めます。 ・コンパクトシティへの転換や、高齢者や学生、障がい者等の移動困難者の移動手段の確保、低炭素社会の実現などの観点から、地域公共交通施策と連携した「コンパクト+ネットワーク」による生活利便性の高いまちづくりを進めます。 ○道路 ・高規格幹線道路の(都)東海環状自動車道の整備を促進します。 ・市街地をはじめとする交通の錯綜を緩和するとともに、交通システムの構築を図るため、市街地を中心とした放射・環状の都市骨格軸の整備を進めます。 ・医療・福祉・商業施設、インターチェンジ等へのアクセス向上や良好な市街地の形成など、コンパクトなまちづくり及び道路ネットワークの向上、定住促進に繋がる道路整備を進めます。 ・歩行者や障がい者等、自転車活用の推進、新たなモビリティなどにも配慮した道路整備を進めます。 ・都市計画道路については、社会情勢の変化を考慮しつつ必要性を検証し、適時適切な見直しを行い、真に必要な路線を優先した効率的な整備を図ります。 ○公共交通 ・住民の足としての鉄道、バス路線の維持及び利便性の向上を図ります。 ○駐車場・駐輪場 ・住民の利便性向上のため、交通の結節点などを中心として駐車場・駐輪場の確保を図ります。 ②整備水準の目標 ・用途地域内の都市計画道路の整備済延長は36.5km、配置密度は2.25km/km²となっており、概ね20年後の整備水準の目標として、市街地内における都市計画道路の配置密度を2.37km/km²とします。
主要な施設の配置の方針	①道路 【広域連携軸】東海北陸自動車道、(都)東海環状自動車道 【環状軸】(都)国道156号線、(国)156号、(都)山田東田原線、(国)248号、(都)東山西田原線、(都)下有知東山線 【放射・連携軸】(都)国道248号線、(都)国道418号西関バイパス線、(国)418号、(都)藤谷山王線、(主)江南関線、(都)一本木岩下線、(主)関金山線、(主)関本巣線、(都)坂田関線、(都)下切坂田線、(主)岐阜美濃線、(一)富加美濃線、(主)北野乙狩線 【文化交流軸】(都)西本郷尾太線、(都)西本郷一ツ山線 【その他の幹線・補助幹線道路】(都)倉知一ノ門線、(都)庄中小屋名線、(都)末広赤尾線 ②鉄道 ・既存の第3セクター長良川鉄道を本区域の主要な鉄道として位置付けます。 ③その他 ・駐車場や駐輪場を主な鉄道駅や路線バス停周辺において配置します。 ・都市拠点や地域拠点等においては、市街地での駐車需要に対応するため、交通の結節点などを中心として効率的かつ効果的な駐車場・駐輪場を配置します。 ・駐車場については、計画的な配置を検討するとともに中心市街地の都市基盤整備にあわせ位置付けます。
主要な施設の整備目標	・優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。 【道路】(都)東海環状自動車道：一部、(都)国道156号線：一部、(都)東山西田原線：一部、(都)倉知一ノ門線：一部、(都)庄中小屋名線：一部、(都)末広赤尾線：一部

2. 上位・関連計画の概要

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

区分	方針
基本方針	①下水道及び河川の整備方針 ○下水道 ・良好な水質と貴重な生態系を将来に受け継ぐべく、清流長良川をはじめとする河川の水環境の維持・保全を積極的に図るため、下水道事業を推進します。 ・特定環境保全公共下水道や農業集落排水などと調整を図りつつ、計画に基づき、汚水処理人口普及率 100%を目指します。 ・市街地内の浸水災害を防止、抑制するために、公共下水道による雨水渠等の維持・管理に努め、安全な市街地形成を図ります。 ○河川 ・市内には 11 の一級河川が流れていますが、過去に幾度かの水害が発生しているため、治水対策として遊水地を検討、整備します。 ・治水整備にあたっては河川の整備のみならず、流域のもつ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進し、また、流域全体の保水機能を維持または向上させるため、開発者に対しては雨水流出抑制などの対策を実施する指導を図ります。さらに、従来から遊水機能を有する土地については、地域整備との調和を図りつつ、浸水対策と併せ、その機能の保全に努めます。 ②整備水準の目標 ○下水道 ・概ね 20 年後の整備水準の目標として、汚水処理人口普及率 100%を目指します。 ○河川 ・県が管理する中小河川については、当面、治水安全度 1/10 から 1/30 を目標とします。 長良川（1/20）、津保川（1/20）、吉田川（1/10）、関川（1/20）、武儀川（1/30）
主要な施設の配置の方針	①下水道 ・市街地を中心として公共下水道（関処理区）、特定環境保全公共下水道（小金田処理区、田原処理区、広見・池尻処理区、武芸川処理区）を配置します。 ②河川 ・本区域中西部を南北に縦断する長良川、北東部から南西部に流れる津保川や北西部から南東部に流れる武儀川、中心市街地を囲むように流れる関川、吉田川、ほたる川を本区域の主要な河川として位置付けます。
主要な施設の整備目標	・優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。 【下水道】公共下水道：関処理区、特定環境保全公共下水道：小金田処理区 【河 川】長良川：河川改修、津保川：河川改修、吉田川：河川改修、武儀川：河川改修

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

区分	方針
基本方針	・し尿処理については、公共下水道の処理区以外の地域では、地域し尿処理施設など各地域の実情に応じた維持管理や整備を進め、居住環境の向上を図ります。 ・ごみの問題については、排出抑制など住民の意識向上とあわせて、処理施設の整備を進め、処理機能の向上、適正処理を図ります。 ・火葬場については適正な運営を図ります。
主要な施設の配置の方針	①し尿処理施設 ・本区域のし尿処理施設として、関市浄化センターを配置します。 ②ごみ処理施設 ・本区域のごみ処理施設として、クリーンプラザ中濃を配置します。 ③火葬場 ・本区域の火葬場として、関市総合斎苑わかくさ、岐北斎苑を配置します。

2-2-7. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

区分	方針
主要な市街地開発事業の決定の方針	・集約型都市構造の構築に向けて、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により、良好な市街地の形成に努めます。 ・市街地内の低・未利用地については、土地の有効利用を図るとともに、土地区画整理事業や地区計画制度の導入による良好な市街地形成を図ります。
市街地整備の目標	・優先的に概ね 10 年以内に実施することを予定する市街地開発事業は以下のとおりです。 【土地区画整理事業】平賀第一：施行中、平賀第二：施行中、平賀天神杜地区：施行予定、巾南西部地区：施行予定
その他の市街地整備の方針	・新たな都市的土地利用については、周辺の土地利用との調和を図りつつ、一定水準の市街地形成を確保するため、地区計画等を活用して、誘導・支援を図ります。

2. 上位・関連計画の概要

2-2-8. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

区分	方針
基本方針	①自然的環境の整備又は保全の方針 ・「環境軸」である長良川、津保川、武儀川の良好な水質を保全するため、周辺緑地の保全や無秩序な開発の規制強化を図るとともに、貴重な環境学習の場として、自然環境と親しめる空間の整備を推進します。 ・都市公園をはじめとした緑地の確保、オープンスペースの充実に努めます。また、都市公園については、市民の身近な憩いの場となる住区基幹公園について、土地区画整理事業とあわせて整備を推進します。 ・道路や公共施設など公共空間の緑化推進はもとより、市街地における民有地の緑化を奨励することにより、戦略的な緑化の推進を図ります。また、市街地郊外においても、市民の意向や協力を踏まえ、積極的に民有緑地の確保に努めます。 ②整備水準の目標 ・基本的には、土地区画整理事業等とあわせて住区基幹公園を整備・確保し、概ね20年後における、整備水準の目標を都市計画区域人口一人当たりの住区基幹公園面積として3.4㎡を目指します。
主要な緑地の配置の方針	○環境保全系統 ・森林に囲まれ、豊かな自然に恵まれた土地を特徴とした、緑地の保全や地域の暮らし、歴史・文化との調和の場として、長良川、津保川、武儀川などの河川及び周辺緑地を配置します。 ○レクリエーション系統 ・住民のスポーツ・レクリエーションの場として、中池公園、武芸川地区の西ふれあいの広場、津保川ウォーターフロントパークを位置付けます。 ・人々が散策し、自然を楽しむ場として、安桜山公園、一ツ山公園を位置付けます。 ・自然と歴史に親しむ場として、岐阜県博物館等を有する岐阜県百年公園を位置付けます。 ○防災系統 ・災害時における避難地避難経路となる緑地として十六所公園などによる市街地内のオープンスペースを位置付けます。 ・水源涵養機能を担う緑地として市街地を取り囲む自然環境を位置付けます。 ・土砂流出等の災害防止機能を有する緑地として、ぶどうの森等の保安林指定地域を位置付けます。 ○景観構成系統 ・桜をはじめとする、自然豊かな様々な木々があふれる緑地の景観構成や、貴重な自然を維持保全する場として、寺尾ヶ原千本桜公園、安桜山風致地区、梅竜寺山風致地区、中心市街地を囲む河川沿いの桜並木、奥長良川県立自然公園地域を配置します。 ○その他 ・市街地中心部からはなれた、丘陵地に位置する静かな緑の山に囲まれた明るい佇まいである土地であり、故人や祖先をしのぶ緑地の場として、稲口墓園を配置します。
実現のための 具体の都市計 画制度の方針	【公園】住区基幹公園の整備 【風致地区】長良川沿い、津保川沿いの丘陵地のうち、他の土地利用規制がかかっていないものを対象として、指定を検討 【地区計画】地域の状況に応じて地区計画により、垣根・柵の制限や宅地内緑化などのルールづくりの推進 ・農業振興地域内の保全すべき優良農地、保安林等の災害防止上保全すべき区域、その他法令の規制区域においては、今後も適切な維持を図ります。
主要な緑地の 確保目標	・優先的に概ね10年以内に整備することを予定する公園等の公共空地は以下のとおりです。 【公園】(仮称) 下有知公園、(仮称) 平賀第一公園、(仮称) 平賀天神杜公園、(仮称) 巾南西部公園

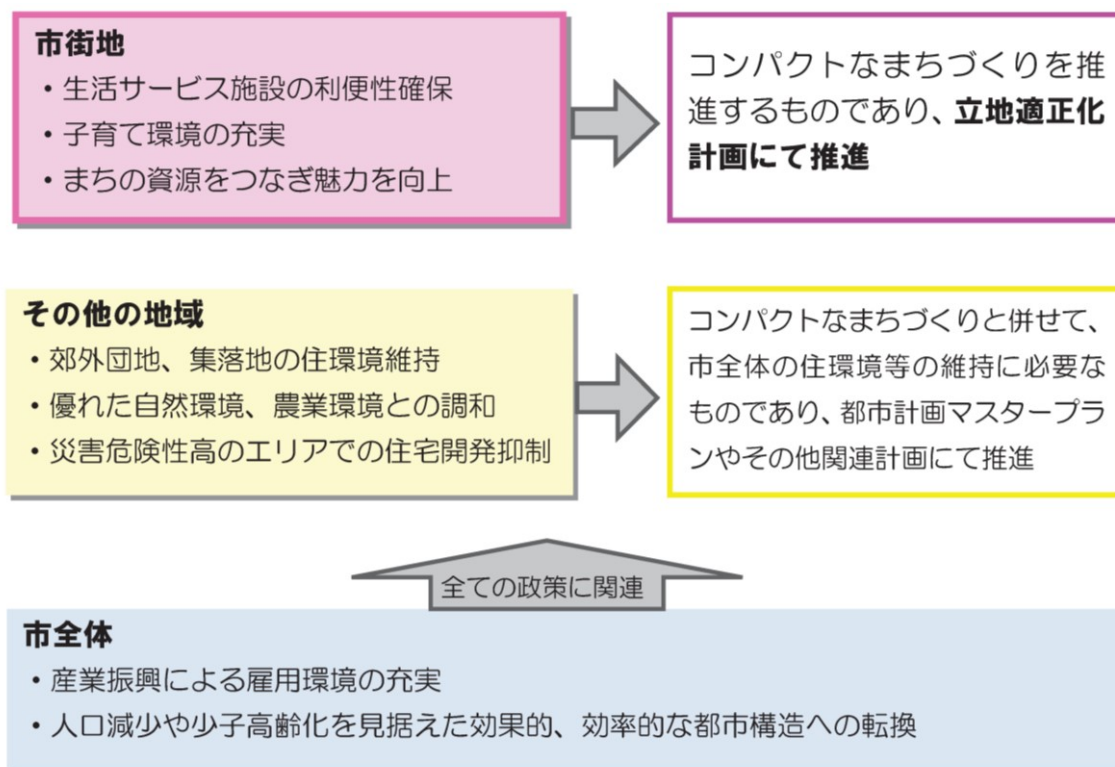
2. 上位・関連計画の概要

2-3. 関市立地適正化計画（平成29年3月）

2-3-1. 計画期間

平成 29 年（2017 年）～令和 17 年（2035 年）

2-3-2. 目指す方向性の整理



2-3-3. 将来都市像

将来都市像
にぎわい・つながりのある 歩いて楽しいまち

2. 上位・関連計画の概要

2-3-6. 都市機能誘導区域の設定

(1) 基本的考え方

<関市の都市機能誘導区域設定に向けた考え方>

- ・子育て世代や高齢者などが利用しやすい生活サービス施設（医療・福祉・子育て・買物施設など）が充実し、利便性が高い区域とします。
- ・将来都市像「にぎわい・つながりのある 歩いて楽しいまち」の実現に向け、歩いて楽しい空間、魅力ある店舗、日常的に住民同士が交流できるひろばの充実などを特に推進する区域とします。
- ・都市の拠点として、市内各所から公共交通で利用しやすい区域とします。

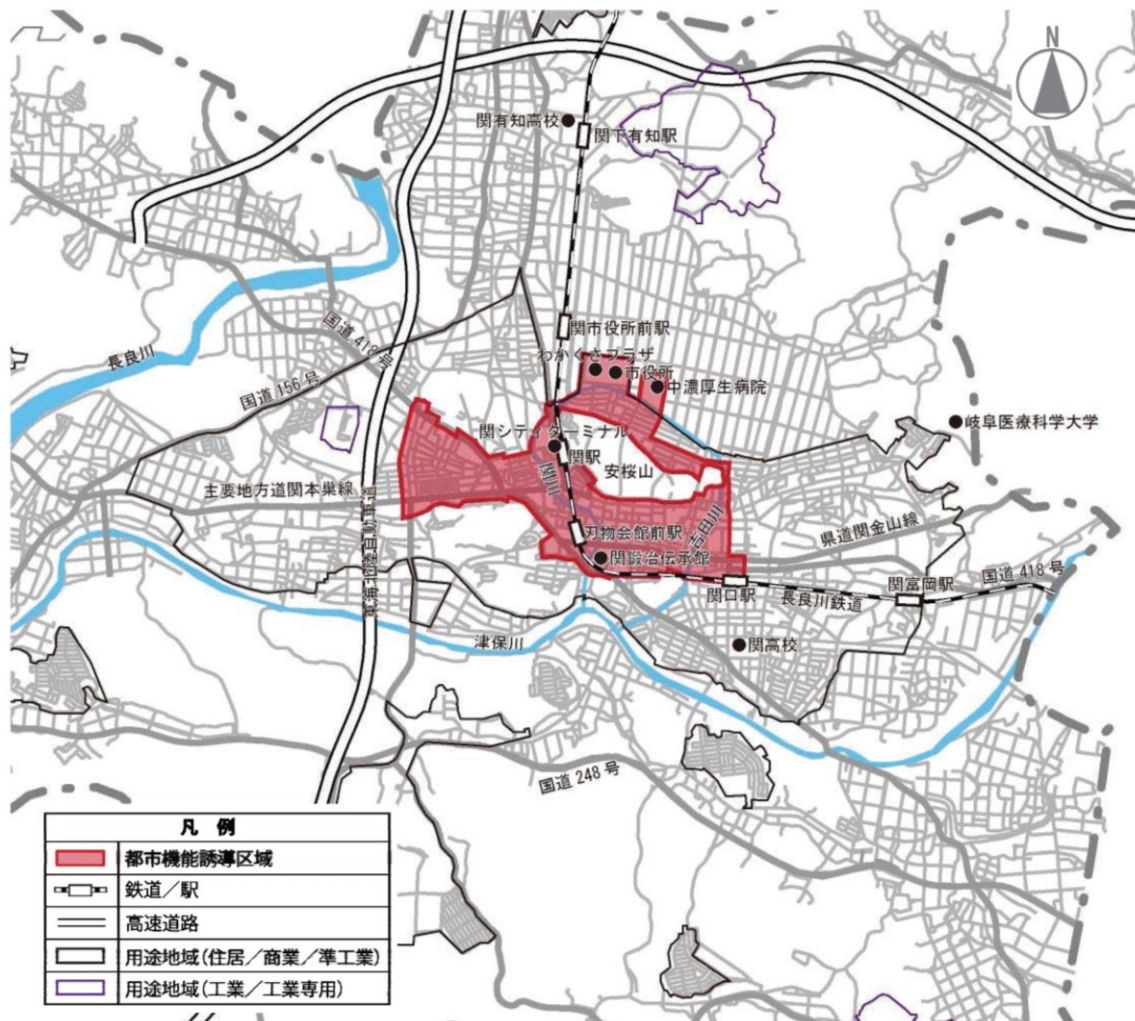
(2) 都市機能誘導区域設定方針



(3) 都市機能誘導区域の設定

設定基準	区域
設定基準① 人口減少・空き家増加が懸念される一方、生活サービス施設が集積する市街地中心部を設定	・市街地中心部（市役所、長良川鉄道、関川、吉田川に囲まれた区域）を都市機能誘導区域とします。 ・安桜山は都市公園や風致地区に指定されるなど、都市機能誘導を行うことがふさわしくないエリアであるため、除外します。
設定基準② ①以外で生活を支える医療・買物施設が集積する緑ヶ丘周辺を設定	・生活を支える医療・買物施設が複数立地するエリアとして、緑ヶ丘周辺の近隣商業地域で囲まれた区域を都市機能誘導区域とします。
設定基準③ 市内各所から公共交通にてアクセスしやすく、駅や停留所から徒歩で移動しやすいエリアを設定	・都市の骨格構造にて設定した以下の関市の幹線公共交通の結節部（長良川鉄道、岐阜関線、関板取線もしくは関上之保線の路線が交わる箇所）における駅や停留所から徒歩で利用しやすい範囲（駅から 500m、バス路線から 300m）を、都市機能誘導区域とします。 【関市の幹線公共交通】 長良川鉄道、路線バス岐阜関線 関シティバス関板取線、関シティバス関上之保線

■都市機能誘導区域図



2. 上位・関連計画の概要

2-3-7. 誘導施設の設定

(1) 誘導施設設定方針

- ・ターゲットとしている子育て世帯にとって住みやすい環境づくりのため、子育て、教育・文化、医療施設の誘導を行います。
- ・高齢社会を迎え、高齢者が住みやすい環境づくりのため、医療、介護福祉施設の誘導を行います。
- ・その他、まちににぎわいや利便性をつくり出し、生活に必要な商業、金融施設の誘導を行います。

(2) 誘導施設の設定

分類	施設名	定義	都市機能誘導区域内における現在の立地状況
医療施設	拠点病院	岐阜県が定める救急救命センター、へき地医療拠点病院、災害拠点病院などに指定される病院	○
	個人病院、診療所	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所の内、内科・外科・整形外科・小児科・リハビリテーション科のいずれかを診療項目としているもの	○
	調剤薬局	医療法第1条の2に規定する調剤を実施する薬局	○
介護福祉施設	総合福祉センター	社会福祉法第14条に規定する施設	○
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	○
	通所介護施設	介護保険法第8条第7項に規定する施設	○
	小規模多機能施設	介護保険法第8条第19項に規定する施設	○
子育て施設	子育て支援センター	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設	○
	児童センター、児童館	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設	○
	保育園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所	○
	幼稚園	学校教育法第22条に規定する幼稚園	○
教育・文化施設	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	○
	文化センター	音楽、演劇、舞踊、映画など文化芸術事業のための設備を有する施設	○
商業施設	食品スーパー	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗で、生鮮三品（青果、精肉、鮮魚）を取り扱うもの	○
金融施設	銀行、信用金庫	銀行法第2条に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫	○
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局	○

2-3-8. 居住誘導区域の設定

(1) 基本的考え方

＜関市の居住誘導区域設定に向けた考え方＞

- ・生活サービス施設の充実やコミュニティの持続性などを踏まえ、人口密度が市街地の目安である 40 人／ha 以上確保可能な区域とします。
- ・高校への通学や、医療・買い物などの生活サービス施設へのアクセスに便利など、公共交通の利便性の高い区域とします。
- ・土砂災害、大雨による浸水などの災害危険性が高い区域を除外します。
- ・市街地内及び周辺の山なみ、まとまった農地など、優れた自然環境・農業環境の保全を図るべき区域を除外します。
- ・用途地域として工業地域、工業専用地域に指定されている区域は、工場の利便の増進が図られていることから除外します。

(2) 居住誘導区域設定方針

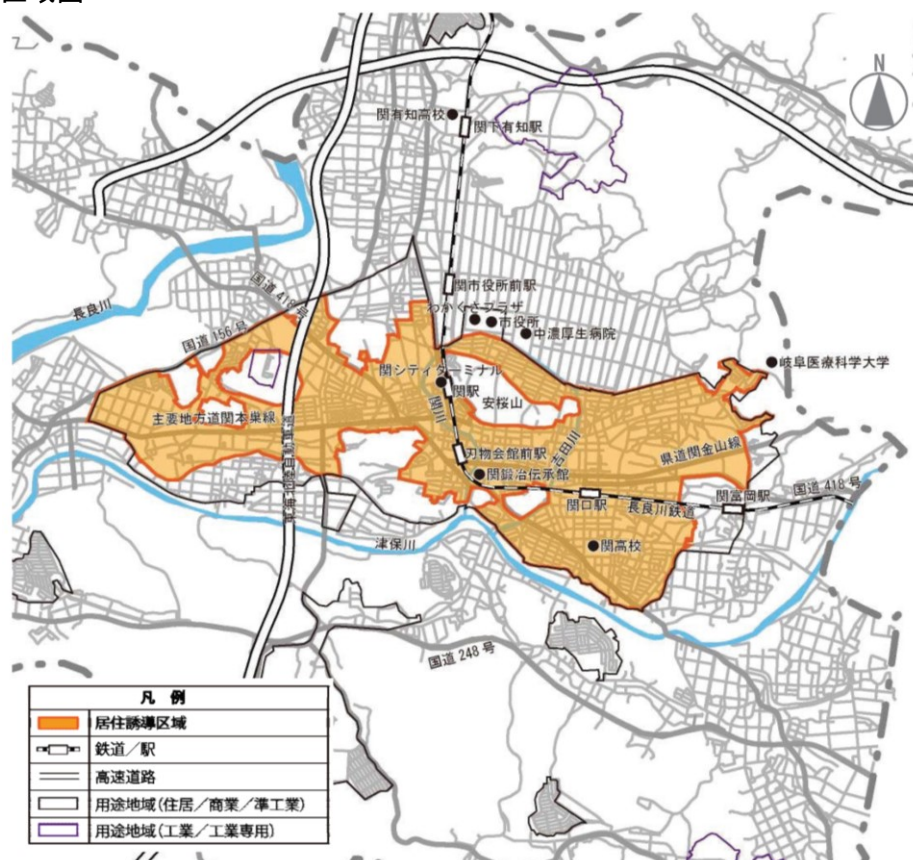


2. 上位・関連計画の概要

(3) 居住誘導区域の設定

設定基準	場所
設定基準① 人口集中地区及び連担する住宅団地を設定	・人口集中地区（人口密度が市街地の目安である 40 人／ha 以上の地域が隣接し人口が 5,000 人以上となる地区）及び連担する住宅団地を、居住誘導区域に設定します。
設定基準② 片道 15 本／日以上と比較的利便性の高い公共交通が通る沿線を設定	・以下の片道 15 本／日以上と比較的利便性の高い公共交通が通る区間（複数路線の合計も含む）であり、徒歩圏として、鉄道駅から 500m、バス路線から 300m の範囲内を目安として、居住誘導区域に設定します。 【公共交通の徒歩圏の設定の考え方】 ・鉄道駅から 500m：高齢者が歩いていける範囲として設定 「歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査」（平成 21 年、内閣府）にて、「歩いていける範囲」として 70 歳以上が最も多く回答した距離 ・バス路線から 300m：バス停間隔を考慮して設定 岐阜関線のうち、中心市街地内を通る区間（関市シテイターミナル～岐阜医療科学大 4km、バス停数 13 箇所）の平均バス停間隔が 307m（4000÷13）を考慮し設定
設定基準③ 災害危険性の高いエリアの除外	・洪水被害が大きくなる浸水深 2m 以上のエリア、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）及び液化化危険度が極めて高い PL 値 30 以上のエリアを居住誘導区域から除外します。
設定基準④ 市街地内及び周辺の良好な緑地の除外	・良好な自然環境、農業環境の保全のため、市街地内及び周辺の良好な緑地として、農振農用地区域、保安林、風致地区（安桜山、梅竜寺山）やその他独立峰などを居住誘導区域から除外します。

■居住誘導区域図



2-3-9. 誘導施策

誘導施策		内容
①生活サービス施設充実と利便性向上に関する施策 (都市機能誘導区域にて実施)	①-1 誘導施設の充実	・将来に向けての利便性の充実のため、誘導施設の建替、移転、改修等において、都市再構築戦略事業などを活用し支援を行います。
	①-2 空き店舗活用などによる魅力的な店舗の誘導	・商店街等の空き店舗について、飲食店、雑貨店など、魅力ある店舗の進出を誘発するため、既往制度の活用(空き店舗活用支援事業)や、貸し手・借り手をマッチングし、改装・施工の費用等をサポートするなど、行政・企業・専門家等が連携して行う独自制度の創設を検討します。
	①-3 公共施設の統廃合と併せた都市機能向上	・関市公共施設再配置計画に基づき、文化会館への教育・文化機能の集約や、保育園、武道館、勤労会館等の跡地の有効活用を促進します。
	①-4 都市機能誘導のための届出制度の運用	・都市機能誘導区域外における誘導施設の開発については、都市再生特別措置法第 108 条に基づき届出を行うことを義務付け、区域外の立地の動きを把握します。区域外での動きに対し、事業者に対し誘導施策等の情報提供を行うとともに、必要に応じて、開発区域の変更や中止の要請、都市機能誘導区域内の土地の取得のあっせんなどを行います。
②子育てしやすい住環境づくりに関する施策 (居住誘導区域にて実施)	②-1 都市基盤の整備	・市街地に点在する空き地などの低未利用地について市街地開発事業などの実施により、都市基盤(道路、公園、宅地など)の整備を図り、子育て世帯が入居する住宅地への有効活用などを検討します。
	②-2 空き家活用などによる子育て世帯の住まいの確保、住環境の向上	・行政、企業、専門家等の連携により、以下のような空き家対策が居住誘導区域で実施できるよう、既往制度(中山間地域で実施している「空き家バンク」、市内へ定住する子育て世代に交付している「SEKI ラ・ラ! ライフ応援金」)の拡充などを検討します。 ・移住希望者、若年世帯等に対し、中古住宅の取得費や改修工事費を助成など
	②-3 子育て環境の充実	・市街地での子育てしやすい環境の充実のため、児童館、保育園等の建替、移転、改修等において、都市再構築戦略事業などを活用し支援を行います。 ・子育て世代をはじめ、多世代の住民同士の交流促進の場づくりのため、空き家や空き店舗を地域交流施設等に活用するための移転、増築、改築等の支援を、空き家再生等推進事業などを活用し実施します。
	②-4 居住誘導のための届出制度の運用	・居住誘導区域外における一定規模以上の住宅開発については、都市再生特別措置法第 88 条に基づき届出を行うことを義務付け、区域外の開発の動きを把握します。区域外での動きに対し、事業者へ誘導施策等の情報提供を行うとともに、必要に応じて開発区域の変更や中止の要請、居住誘導区域内の土地の取得のあっせんなどを行います。

2. 上位・関連計画の概要

誘導施策		内容
③まちがっつながる、歩いて楽しい空間づくりに関する施策 (居住誘導区域にて実施)	③-1 歴史、文化、緑を巡る、歩いて楽しい空間の整備	・市民や来訪者が、関市の伝統産業・歴史文化を伝える刃物ミュージアム回廊等の施設や、安桜山、関川、吉田川など身近な緑、優れた景観などを楽しく巡り、健康づくりにも役立つ回廊整備（遊歩道・広場整備、歩道の改良、案内板の設置など）、住民同士の交流や子どもたちの遊び場となる安全なみち・広場・歩道・公園等の整備を、都市再生整備計画事業等を活用し実施します。 ・住民組織、NPO 等が空き地を活用する協定制度など、多様な主体による交流やにぎわいの創出を推進する仕組みの検討を行います。
	③-2 公共交通と連携した、歩いて暮らしやすい環境の整備	・市街地において、公共交通、徒歩、自転車など多様な手段による利便性の高い移動環境づくりのため、幹線交通である長良川鉄道駅や岐阜関線バス停などにおける待合所や停留所の高質化、駐輪場などの整備を、都市・地域交通戦略推進事業などを活用し実施します。
④公共交通に関する施策	④-1 関市地域公共交通網形成計画の策定	・関市地域公共交通網形成計画にて、以下のような目指すべき将来都市像に応じた公共交通の施策を策定します。 ・都市機能誘導、居住誘導を行う市街地における、関シティバス（買い物循環線など）の運行充実（本数増加、乗継しやすいダイヤ見直し等） ・通勤通学の手段となる、都市間・地域間を結ぶ公共交通（長良川鉄道、岐阜バス岐阜関線、関シティバス関板取線・関上之保線等）のサービス維持（本数維持、居住誘導区域内のバス停空白地（巾地区、東山団地等）におけるバス停設置検討等） ・郊外地域から市街地や地域の拠点への移動手段となる公共交通（武芸川地域の地域バス・便利バス、関地域のデマンド交通）の維持・確保

2-4. 関市地域公共交通網形成計画（平成29年3月）

2-4-1. 計画期間

平成 29 年度～令和 3 年度（2017 年度～2021 年度）

2-4-2. 将来像

ま ち
**ずっと暮らし続けられる関市を支える
地域公共交通ネットワークの構築**

2-4-3. 基本方針

○方針 1 高校生が公共交通で通学できるサービスの提供

高校生やその家族に地域で長く住み続けてもらうため、地域に住みながら便利に通学や通勤ができる公共交通サービスの提供により生活の質を向上します。

○方針 2 高齢者が公共交通で日常的な生活ができるサービスの提供

高齢者が地域に住みながら、安心して通院や買い物などの日常的な移動ができる公共交通サービスを提供します。

○方針 3 より多くの人が使いやすい公共交通サービスの提供

高校生や高齢者に限らず多くの市民や観光客が、自家用車に過度に頼らずとも日常生活や観光ができる公共交通サービスを提供します。

2-8-4. 計画の目標

目標	内容
目標 1 地域住民のニーズを踏まえ、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成	・通学・通勤ほか、地域住民のニーズにあった市内外への移動手段を確保するため、周辺市との広域的な連携及び、各輸送モードの役割分担によるネットワークの効率化を図ります。 ・「関市立地適正化計画」と連携し、まちづくりと一体となった地域公共交通ネットワークを形成します。
目標 2 気軽に利用でき、持続可能な公共交通の実現	・将来にわたって持続可能な公共交通運行の仕組みとするため、市内における分かりやすい運賃体系を構築します。 ・だれもが気軽に「おでかけ」できる公共交通を目指し、新たな運賃制度を導入します。
目標 3 わかりやすく、乗って楽しい公共交通づくり	・市民だけでなく観光客も含め、だれもが公共交通を利用して関市のまちを楽しんでもらえるよう、交通環境を整えるとともに、乗っても楽しめる公共交通づくりに向けた取り組みを展開します。
目標 4 様々な主体の連携による公共交通の維持・改善	・中山間地域を中心として、地域住民主体による公共交通の維持を目指し、その運営体制を構築します。 ・公共交通に対する市民の意識を高めるとともに、過度な自動車依存からの脱却や高齢者ドライバーの事故対策のため、地域住民、交通事業者、商業事業者、行政など様々な主体の連携による利用促進策を展開します。

2-4-5. 本計画が目指す地域公共交通ネットワーク

[illegible]

2-4-6. 事業の内容

(1) 目標1 地域住民のニーズを踏まえ、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成

事業	概要
1-1 公共交通の運行	- 公共交通を運行するとともに、継続的に改善を行います。 - 特に、本市が運行するバス路線（関シティバス）については、基準値に基づき評価を行い、運行の改善を図るものとします。
1-2 バス路線の再編	幹線と支線の役割を明確にし、市民の利用実態を踏まえ冗長な関板取線、関上之保線の効率化を図るとともに、「関市立地適正化計画」と連携し、市街地（都市機能誘導区域及び居住誘導区域）における運行を強化します。
1-3 交通結節点の整備・改善	- 鉄道、幹線バス路線、支線バス路線、市街地路線等の乗継拠点（鉄道、バス停）については、待合施設や駐輪場、パーク・アンド・バスライド駐車場、カーシェアリングシステム等の整備により乗継利便性の向上を図ります。 - 本市のターミナル機能を有する「関シティターミナル」については、円滑で快適な乗り継ぎを実現するため、待合所内においてバスロケーションシステム等を導入します。 - 交通結節点の整備にあたっては、商業施設、公共施設を基本とし、待合施設やトイレがあることを必要最低限の要件とするなど拠点性を考慮します。
1-4 バス停環境の改善	- 快適なバス待ち環境を目指し、交通事業者と協力のもと道路改良に合わせ、上屋やベンチ等の整備を進めます。 - 利用者の多いバス停については、周辺の商業施設、商店街の店舗等と連携し、バスの待合スペースを確保します。 - 地域と協働して使いやすいバス停づくりを目指します。
1-5 バス・鉄道の連携強化	通勤・通学時間帯において、バスと鉄道が円滑に乗り継ぎできるよう、鉄道事業者と連携し、関シティバスのダイヤを設定します。

(2) 目標2 気軽に利用でき、持続可能な公共交通の実現

事業	概要
2-1 市内における統一的な運賃体系の構築	- 市内のバス運賃については、持続可能でわかりやすい体系にするとともに、路線バスと関シティバスの二重運賃を解消するため、民間路線バスについては対距離制運賃、市が運行するバスはゾーン制運賃を基本とし、交通事業者と検討・協議のうえ設定します。 - 特に、市街地（都市機能誘導区域や居住誘導区域）内においては、「関市立地適正化計画」と連携を図り、より便利なおでかけ先としての機能を高める運賃設定とします。
2-2 お得な共通定期券の導入	運賃体系の見直し（施策 2-1）にあわせ、市内における高頻度利用者の運賃割引率を上げ公共交通の利便性を高めるとともに、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、鉄道・バス・タクシー共通かつ、組み合わせ可能な定期券「（仮称）関市おでかけ手形」を導入します。
2-3 学生通学支援補助制度の導入	- 市外へ通学する学生の公共交通の利用を促進するため、鉄道・バスの定期券購入の一部を助成する制度を創設します。 - 上記の事業に先立ち、平成 29 年度から高速名古屋線の通学定期乗車券購入について補助制度を創設します。

2. 上位・関連計画の概要

(3) 目標3 わかりやすく、乗って楽しい公共交通づくり

事業	概要
3-1 公共交通総合マップ・時刻表の作成	- バス路線の再編にあわせ、鉄道、バス、乗合タクシーの路線図や時刻表を総合的に掲載した「公共交通総合マップ」を作成します。 - 紙媒体に加え、インターネットによる情報提供についても充実を図ります。さらに、海外からの観光客や市内在住外国人の公共交通利用に配慮し、多言語表示・案内による情報提供を行います。
3-2 路線バスの旅「企画乗車券」の導入	- 平成28年度に実施した「板取の旅」「武儀・上之保の旅」に続き、中山間地域等の温浴施設等、市内観光における公共交通の利用を促進するため、鉄道や既存バス路線を活用した目的提案型の企画乗車券を導入します。 - 企画乗車券の導入にあたっては、地域住民や交通事業者、地域内バス運行団体、まちづくり市民会議等と連携を図り、企画を検討します。
3-3 バスロケーションシステム等の導入	- 快適なバス待ち環境づくりのため、交通結節点（乗継拠点）及び、乗降の多い施設（関シティターミナル、中濃厚生病院等）においてバスロケーションシステムを導入します。 - 各種民間乗継案内サービス提供企業へ情報提供を行い、関シティバスや地域内バスについてもインターネット検索を可能とします。
3-4 イベント装飾バス・ラッピングバスの実施	市民が公共交通を利用するきっかけづくりのため、季節のイベント（ハロウィン、クリスマス等）にあわせた装飾バスや、企業とのタイアップによるラッピングバスを実施します。
3-5 バス・タクシー車両のバリアフリー化	- 高齢者やベビーカー、障がいのある方など、だれもが気軽に利用できる公共交通を目指し、バスやタクシーのバリアフリー及びユニバーサルデザイン車両を導入します。 - 地域内バスなどの小型車両についても高齢者が利用しやすい仕様に改善を図ります。

(4) 目標4 様々な主体の連携による公共交通の維持・改善

事業	概要
4-1 自家用有償運送事業の運営体制の構築	- 現在、無償運行している「地域内バス」については、有償化するにあたり、「自家用有償運送事業」へ移行します。 - 自家用有償運送事業については、隣接地域間における相互乗り入れを可能にするため、関市地域公共交通活性化協議会に西ウィング部会（洞戸、板取、武芸川）、東ウィング部会（武儀、上之保）の2つの部会を設置し、具体的な協議を行うものとします。 - 現在の地域ごとに異なる運行経費について、施設の立地状況など地域特性に配慮しながら一定の基準を定めます。
4-2 地域内における新たな移動手段の導入支援	地域内において住民主体で新たな移動手段について検討する際は、既存事業者との関係性に留意しつつ、本計画の地域公共交通ネットワークに基づき、活動支援を行います。
4-3 高速バス・岐阜関線の利用促進	名古屋方面行き的高速バスと岐阜方面行きの岐阜関線（路線バス）の維持を図るため、大学や企業と連携した利用促進策に取り組みます。
4-4 バス乗り方教室の実施	公共交通の利用促進のため、小・中学生を対象として「バス乗り方教室」の開催に加え、公共交通を利用したことがない高齢者や運転免許自主返納者、市内在住外国人等を対象とし、イベント開催などにあわせた「バスの乗り方教室」を継続的に実施します。
4-5 学生を対象とした公共交通利用のきっかけづくり	- 高校に進学する中学3年生や高校生を対象とし、「共通定期券」や「学生通学支援補助制度」についてPRを行うとともに、公共交通のお得な利用方法を周知します。 - 岐阜関線や高速名古屋線は大学生の利用も多いことから、市内外に通学する大学生に対して「共通定期券」の周知など、公共交通の利用促進を図ります。

2-5. 関市景観計画（平成27年3月）

2-5-1. 基本理念

豊かな心を育む 水と緑の交流文化都市の景観まちづくり

2-5-2. 基本目標と基本方針

市全域（景観計画区域）において、本市の景観構造や景観特性を守り、育て、つくるために良好な景観の形成に関する基本目標と基本方針を下記のように定めています。

目標	基本方針
目標1 自然 清流でつながる水と緑を守ります。	- 山から川、田園、集落からまちへ、そしてまた川を経て海へとつながる自然の循環が創り出す景観を守り育てます。 - 山や川、田園において、人と自然とのかかわりを大切にし、良好な景観形成を図ります。
目標2 歴史・文化 ときを重ねた歴史・文化景観が生きるまちを育てます。	市民が誇りとする歴史文化景観を守り、周辺の景観と調和させる地区の魅力や活力を高めていきます。
目標3 居住 豊かなくらしの景観をつくります。	- 山なみや清流の流れ等の自然景観や、地域の特徴ある景観に調和した道路景観を創出します。 - 田園景観と集落景観を調和させ、鎮守の森が残る景観を守り育てます。 - 工業、商業、農林水産業等の産業景観と自然景観との調和を図ります。 - 刃物のまちを印象づける景観形成を図ります。
目標4 眺望 山なみの眺望景観を守ります。	山や川への自然崇拜や環境共生のこころを映しだす山なみ等の眺望景観を守り育てます。
目標5 ひと みんなで景観を守り育てます。	- 景観まちづくりを推進し、わがまちの景観に対する愛着と誇りを醸成します。 - 景観形成を通して地域の魅力や活力を高めます。

2-5-3. 景観エリア別の基本方針

市全域（景観計画区域）の景観形成の方針を受けて、市街地、西ウイング及び東ウイングの3つのエリア毎に、自然、歴史・文化、居住、眺望、ひとの5つの景観類型に分け、それぞれの景観形成の方針を設定します。



2. 上位・関連計画の概要

【市街地エリアの景観形成の方針】

類型	景観形成の方針	景観づくりの取組みの方向
自然	市街地の背景となる山なみの保全	・ふどうの森等の山なみ稜線の保全 ・安桜山や御岳山等の低山等の孤立峰の保全 ・ハイキングコース、遊歩道等の保全と整備 ・広葉樹植林等の四季の移ろいを感じる景観の形成 ・カタクリの花等の自然環境の保全
	長良川、津保川、武儀川等の河川沿いの景観軸の保全と形成	・市民に親しみのある河川空間の保全と形成 ・河川景観に調和する、建築物や屋外広告物の規制誘導 ・緑や花等の緑化の推進 ・関川、吉田川等の桜並木や親水空間の保全
	吉田沖等の平地に広がる農地やその周辺の農村集落の景観の保全	・優良農地の保全 ・建築物や屋外広告物の規制誘導 ・緑や花等の緑化の推進 ・景観作物の栽培と利用
	棚田や猪垣等の農村文化を偲ばせる景観の保全	・棚田、猪垣の保全と活用
歴史・文化	シンボルやランドマークとなる歴史、文化資源の保全と活用	・景観上重要な建築物の指定 ・歴史、文化資源の活用 ・「関の散歩道」の整備 ・小瀬鶴飼、弥勒寺遺跡群、関鍛冶、武芸八幡宮等の活用 ・関まつり、花馬まつり等の伝統行事の継承
	地域のシンボルとなる樹木の保全	・古木等の景観上重要な樹木の保全
居住	周辺の山なみや河川等と調和し、統一感ある住宅地の景観の形成	・周辺景観に調和したまちなみの形成 ・敷地内の緑化により、うるおいや落ち着きのある住環境の形成
	水や緑、歴史・文化資源を活かした賑わいと活気ある市街地の景観の形成	・中心市街地のにぎわいと活気ある高質化への景観の形成 ・歴史文化資源を活かした景観ネットワークの形成 ・緑化による、ゆとりとうるおいある景観の形成
	刃物等の産業のまちを象徴する“ものづくり”の産業景観の育成	・ものづくりのまちの風格ある景観の形成 ・緑化による周辺景観に調和する景観の形成 ・刃物まつり等のイベントによる賑わい創出
	まちの顔となる玄関口における良好な景観の形成	・インターチェンジ、幹線道路の沿道の屋外広告物の規制誘導 ・緑や花等の緑化の推進
	市民が憩い、やすらぎ、公園景観の保全と形成	・地域住民による公園の維持管理 ・桜やカタクリ等緑や花等の緑化の推進
	道路軸となる沿道の四季の移ろいを感じる景観の育成	・緑や花等の緑化の推進
	良好な眺望ポイントの保全と整備	・安桜山、ふどうの森等の眺望景観の保全 ・眺望ポイントの発掘、整備 ・道路軸、河川軸、鉄道軸からの眺望の保全
ひと	花づくり等協力・協働による身近な景観まちづくり	・花壇づくり、ごみゼロ運動等の美化活動 ・景観形成助成金交付制度周知 ・関市ポイ捨て等防止条例の周知と徹底 ・まちへの愛着を高める景観づくりの情報発信

【西ウイングエリアの景観形成の方針】

類型	景観形成の方針	景観づくりの取組みの方向
自然	山林、里山、溪谷等の景勝地の保全	・保安林の指定等による森林保護の推進 ・開発行為への適正な指導 ・ハイキングコース、遊歩道等の保全と整備と活用 ・高賀山、蕪山等の山林、里山の保全 ・川浦溪谷、高賀溪谷等の景勝地の保全 ・広葉樹植林による四季の移ろいを感じる景観の形成
	板取川の河川沿いの景観軸の保全と形成	・自然環境に配慮した親水空間の保全と形成 ・河川景観に調和する、建築物や屋外広告物の規制誘導 ・多様なレクリエーション活動の空間の整備 ・地場の玉石等の地域の周辺環境と調和した河川整備
	山あいにつくられた田畑や山際の集落の農村景観の保全	・農地の適正管理 ・景観作物の栽培と利用 ・統一された農村建築デザインによる景観の保全と整備 ・用水路、擁壁等の意匠の統一
	キウイフルーツ等の農産物による四季の移ろいを感じる農村景観の保全	・地域の農産物の活用 ・緑や花等の緑化の推進
歴史・文化	シンボルやランドマークとなる歴史、文化資源の保全と活用	・景観上重要な建築物の指定 ・暮らし、歴史、文化資源の活用 ・「関の散歩道」の整備 ・高賀山の山岳信仰による神話や伝説等の活用 ・伝統行事やまつり、イベントの継続、創出
	地域のシンボルとなる樹木の保全	・古木等の景観上重要な樹木の保全
居住	四季の移ろいある公園景観の保全	・地域住民による公園の維持管理 ・緑や花等の緑化の推進
	アジサイロード等の道路軸となる沿道の四季の移ろいを感じる景観の保全	・アジサイロード整備事業の促進
眺望	良好な眺望ポイントの保全と整備	・板取川、高賀山等の眺望景観の保全 ・眺望ポイントの発掘、整備 ・道路軸、河川軸からの眺望の保全
ひと	花づくり等協力・協働による身近な景観まちづくり	・花壇づくり、ごみゼロ運動等の美化活動 ・景観形成助成金交付制度周知 ・関市ポイ捨て等防止条例の周知と徹底 ・まちへの愛着を高める景観づくりの情報発信

2. 上位・関連計画の概要

【東ウイングエリアの景観形成の方針】

類型	景観形成の方針	景観づくりの取組みの方向
自然	森林、里山の保全	・保安林の指定等による森林保護の推進 ・開発行為への適正な指導 ・モデル地区の指定等による景観の整備 ・地域材を利用した森林、里山の管理 ・ハイキングコース、遊歩道等の保全と整備 ・広葉樹植林による四季の移ろいを感じる景観の形成
	津保川の河川沿いの景観軸の保全と形成	・自然環境に配慮した親水空間の保全と形成 ・河川景観に調和する、建築物や屋外広告物の規制誘導 ・ホテル等の自然環境の保全 ・清兵衛淵やお宮の清水等の親水空間の保全 ・和田野地区ひがん花群生地、桜等の河川軸の四季の移ろいを感じる景観の保全 ・地場の玉石等の地域の周辺環境と調和した河川整備
	山あいにつくられた田畑や山際の集落の農村景観の保全	・デカ木等の建築物の整備 ・屋外広告物の規制誘導 ・景観作物の栽培と利用 ・用水路、擁壁等の意匠の統一
	しいたけ、茶、ゆず等の農産物による四季の移ろいを感じる農村景観の保全	・地域の農産物の活用 ・緑や花等の緑化の推進
歴史・文化	シンボルやランドマークとなる歴史、文化資源の保全と活用	・景観上重要な建築物の指定 ・暮らし、歴史、文化資源の活用 ・「関の散歩道」の整備 ・高澤観音、八幡神社等の活用 ・伝統行事やまつり、イベントの継続、創出
	三十三観音塔、道祖神等の石仏の保全	・石仏等の保全と活用
	地域のシンボルとなる樹木の保全	・古木等の景観上重要な樹木の保全
居住	潤いのある緑の公園景観の保全	・地域住民による公園の維持管理 ・緑や花等の緑化の推進
	平成こぶし街道等の道路軸となる沿道の四季の移ろいを感じる景観の保全	・緑や花等の緑化の推進
眺望	良好な眺望ポイントの保全と整備	・津保川、平成山、ほほえみの湯等の眺望景観の保全 ・眺望ポイントの発掘、整備 ・道路軸、河川軸からの眺望の保全
ひと	花づくり等協力・協働による身近な景観まちづくり	・花壇づくり、ごみゼロ運動等の美化活動 ・景観形成助成金交付制度周知 ・関市ポイ捨て等防止条例の周知と徹底 ・まちへの愛着を高める景観づくりの情報発信